

【石綿事前調査結果システムについて】

Q：事前調査の結果で「仕上塗材」が使用されていたが、石綿事前調査結果報告システムには「吹付け材」が有とチェックしてしまった。申請の修正方法について教えてもらいたい。

A：石綿事前調査結果報告システムから変更申請をおこなってください。なお、変更申請や取下げは、「解体工事又は改修工事の実施期間」の終了日まで実施することができます。「解体工事又は改修工事の実施期間」の終了日以降は変更申請・取下げはできません。

○石綿事前調査結果報告システム（システムの操作や不具合、意見、要望等に関する事項）については、システムにログインし、お問い合わせフォームからお問い合わせください。なお、システム操作に関する事項については、電話でも受付しています。

<電話番号> 050-2018-0061

<受付時間> 9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝除く）

【大気汚染防止法に基づく届出対象工事（特定粉じん排出作業実施届出書）】

Q：大気汚染防止法に基づき届出が対象となる工事（特定粉じん排出作業実施届出書）を教えてもらいたい。

A：建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に使用されている吹付け石綿、石綿含有断熱材等（石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。）を除去等する作業の施工にあたっては、大気汚染防止法に基づく届出が必要です。

Q 届出対象となる石綿建築材料の具体例を教えてもらいたい。

A：

システムの種類	建築材料の具体例
吹付け材	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材 など
保温材	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材

	石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保湿材 など
煙突断熱材	煙突用石綿断熱材 など
屋根用折版断熱材	石綿フェルト など
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 など

※石綿含有仕上塗材は、大気汚染防止法の届出は不要です。ただし、石綿含有ひる石吹付け材と石綿含有パーライト吹付け材は届出が必要になります。

Q：石綿含有保温材のエルボ部などを非石綿部で切断撤去する場合は、大気汚染防止法の届出は不要になりますか？

A：不要です。エルボ部を養生して飛散防止措置をした上で、石綿を含有していない直管部で配管ごと切断し、そのまま袋に入れて密閉し、産業廃棄物処理業者にそのまま処理委託してください。詳細は、工事を所轄する環境管理事務所及び政令市にご確認ください。

Q：石綿事前調査結果報告と特定粉じん排出届出書の提出期限と届出者について教えてもらいたい。

A：

	届出期限	届出者
石綿事前調査結果報告	工事を着手する前まで	元請業者又は自主施工者。
特定粉じん排出届出書	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに。 (例えば、4月16日に特定粉じん排出等作業を開始する場合、4月1日が届出期限です。)	発注者又は自主施工者。